

社会福祉審議会障害者部会ヒアリング意見書（2021年4月23日）

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

I 地域における障害者支援について

○障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

●新しい生活の場として、ハード（住居）とソフト（援助）を分離した住まいの検討も必要である。

●令和3年障害福祉等報酬改定では、重度高齢化に対する報酬額の改定としながら、グループホームでは、労基法にあわせるだけの対応をしていることで、重度高齢化に対応するための報酬額のアップにはなっておらず、実質的には報酬額は下がった。（日中サービス支援型の基本報酬、夜間支援体制等加算も支援区分3以下の報酬が減額になった）

報酬改定によってしくみを変えることは無理がある。世界的にも国内的にも、より小規模な生活の場が求められている。本来、グループホームは数名単位の規模のものである。求められている形を持続可能なしくみにするためには、どうするかを検討することこそが必要である。

今の方向性ですすめば、この体制を確保するには大規模にするしかないという議論になり、障害者が地域の中で普通の生活がしたいと願ってきたことは、なきものとなってしまっているのではないかと懸念されている。障害者自立支援法前の1ユニット7名以下を標準とし、1ユニット8名～10名の住居は経過措置としてはどうか。

経営効率ではなく、本人の生活を中心にグループホームを考えることを踏まえた上で、持続可能性を考えるという基本的なところが、担保されていないまま、制度変更での対応がおこなわれている。

このままでは、特に多くの援助を必要としている障害者が暮らすグループホームでは、その生活基盤が揺らぐものとなることは必須である。

障害のある人たちの生活を脅かすことのない、労働法制と障害福祉法制とのあり方の検討をおこなうべきである。

○地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

●入所施設、精神科病院からの地域生活移行に相談支援の果たす役割は大きい。特に意思決定に困難性がある人に対する意思決定支援を基に地域生活への体験利用も含めた地域生活移行支援を推進していただきたい。

自治体が実施する地域生活支援事業では、自然災害、感染症対策など地域で生活する障害児・者が孤立しないように、事前に情報提供支援を行いながら、地域の避難所、福祉避難所の利用の体験を実施してほしい。

II 障害児支援について

○障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

●障害児通所支援の在り方は重要である。障害児や両親が孤立しないように、療育機能、相談機能を充実させてほしい。インクルージョンの考え方では、障害があるからといって一律に障害関係のサービスを利用するのではなく、本人の発達状況を考慮して、保育園、幼稚園などでの統合保育・教育への参加も促してほしい。放課後等デイサービス・児童発

達支援は、療育機能、社会参加機能などを地域の資源を利用しながら活用するようにしてほしい。

○いわゆる「過齡児」をめぐる課題についてどう考えるか。(円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等)

●児童福祉法の施設での経験を活かし、障害児入所施設では、地域生活移行の取り組みを推進できるような、施設のユニット化、サテライト型、分園型などのハード面の利用の緩和を促し、かつ地域生活を体験する場合には、居宅介護の支給決定も配慮し、グループホームの体験利用を推進する補助制度を創設してはどうか。

Ⅲ 障害者の就労支援について

○短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行について どう考えるか。

●全国的に新型コロナの影響で特別支援学校卒業生の一般就労が福祉的就労に見なおされたケースが多いと聞く。同じように就労していた人が解雇されたり、就労時間を短縮されているケースもある。

本人の健康面や高齢化で短時間雇用になる場合は、十分な説明を実施し、元の雇用形態に見直しできる事の説明も必要でないか。一般就労から福祉的就労に移行する場合は、就労時間、賃金など経済面の説明もていねいに行う必要がある。

○雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など) ※雇用と福祉の連携強化については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」においても検討中(資料2)。

●障害者雇用を目指す上で企業との連携は重要である。学校卒業後の卒後支援の重要性もある。卒後3年以後離職率は高くなっている。アフターケアも学校だけでなく、地域の就労支援事業所、就労定着の事業などとの連携が必要である。

Ⅳ その他

○介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

●自治体間の財政上の格差もあり、介護保険等の居住地特例も継続してはどうか。

○障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

●現在の障害福祉サービスの特に居住系(施設入所支援、グループホーム等)の在り方を国連の障害者権利条約第19条を参考に見なおすべきでないか、障害児入所施設の在り方に関する検討会では既に報告書がでている。

●現在の課題

・日中サービス支援型共同生活援助は、共同生活援助とは別の制度にすべきである。法では、グループホームは主として夜間に対応するという事になっているが、日中サービス支援型共同生活援助は24時間型で、目的や役割が異なっている。

・労基法への対応について

深夜の手待ち時間の取り扱いについては、あいまいなままにしてきたが、今回の報酬改定で、一方的に労基法を満たすべく、夜間対応のあり方を変えてしまうような制度改定をおこなっている。このことにより、本来のグループホームのあり方ではやっていけない状況となり、グループホームそのものが変わってしまうことになりかねない。

報酬改定で、本来のグループホームのあり方自体を変えるような改定をおこなうことは問題である。

- ・夜間支援

手待ち時間への対応はいろいろなやり方があるはずだし、新たな方法も含めての対応の仕方が検討されるべきである。

福祉は、大規模入所施設しかなかった時代から地域での暮らしを中心とした施策に変化してきた。高齢者も含めて、住まい（グループホーム、重度訪問介護等）における見守りを必要としている人は急増している。

このような社会状況の変化に労働法制は対応していない。労基法自体が新しい社会状況の変化に対応したものに変わることが必要である。労基法自体の検討をしないまま、グループホームの制度が一方的に労基法を満たすための方策を示してきたものといわざるをえない。

これまで障害者の人たちの生活の場の小規模化に対応して、消防法も建築基準法もグループホームのような小規模なものにも対応できるようにしている。

今回の巡回するというやり方では対応できないグループホームが多数ある。深夜の巡回ということについては、グループホーム間の距離、同性介助、深夜の巡回、多様な入居者に対応するむずかしさ等、多くの困難な課題が山積している。